| 上長崎保育所大規模改修　工事設計図 | 平成　　年　　月（全　　枚） |
|---|---|

# 仕　様　書

## Ⅰ　共通仕様

1.　特記仕様に記載されていない事項は、建設大臣官房官庁営繕部監修　建築工事共通仕様書　平成13年版（以下「共仕」という。）によるほか、２から５に定めるところによる。

2.　共仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。
　(1)「契約書」を「建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）」に読み替える。
　(2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。

3.　次の各号に該当する共仕の項目について、共仕の規定を別表に置き換えて適用する。
　(1)　１章　一般共通事項　　１節　一般事項　1.1.2用語の定義の(1)及び(19)
　(2)　　〃　　〃　1.4.1材料の品質の(a)及び(b)
　(3)　　〃　　〃　1.4.3材料の検査等の(a)
　(4)　　〃　　〃　1.6.1工事検査の(b)及び(d)

4.　共仕の次の項目の規定は適用しない。
　１章　一般共通事項　１節　一般事項　1.1.2　用語の定義の(20)
　　〃　　〃　1.6.2　技術検査

5.　工事写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「建設大臣官房官庁営繕部監修　工事写真の撮り方　改訂第２版　建築編」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。

別　表

| 号 | 頁 | 項　目 | 置き換えの共仕の規定 |
|---|---|---|---|
| | | １章　一般共通事項<br>１節　一般事項 | |
| (1) | 1 | 1.1.2　用語の定義 | (1)　「監督員」とは、約款第10条の規定により請負者に通知された者をいう。 |
| | 2 | | (19)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために行う検査及び臨時検査をいい、検査（②に係る検査を除く。）時に行う、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質および出来ばえの確認を含む。<br>①　工事の完成<br>②　部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等<br>③　部分引渡しの指定部分に係る工事の完成<br>④　契約の解除時における出来形部分 |
| (2) | 8 | 1.4.1材料の品質等 | (a)　工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか、次の(1)及び(2)に定めるところによる。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。<br>(1)　次の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品（追加登録されたものを含む。）とする。<br>・　建築材料・設備機材品質性能評価事業建築材料等評価名簿（建設大臣官房官庁営繕部監修　契約時の最新版）<br>(2)　その他、特記により指定された材料又は製造所の製品 |
| (2) | 8 | 1.4.1　材料の品質等 | (b)　使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。<br>ただし、ＪＩＳ又はＪＡＳのマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(1)から(3)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。<br>(1)　建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料。<br>(2)　建築材料・設備機材品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品（特記で共通仕様書の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。）<br>(3)　特記により指定された材料又は製造者の製品 |
| (3) | 8 | 1.4.3　材料の検査等 | (a)　現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(1)若しくは(2)に該当する場合またはあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。<br>(1) 工事完成検査時または工事写真で、ＪＩＳ若しくはＪＡＳのマークを確認できる場合<br>(2) 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合 |
| (4) | 11 | 1.6.1　工事検査 | (b)　約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 |
| | | | (d)　(a)から(c)の通知に基づく検査及び約款に規定する契約が解除された場合の検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。<br>また、約款に規定する臨時検査の実施回数及び実施する段階は特記による。この場合の検査日は、請負者等の意見を聞いて発注者が定める。 |

（注）　頁欄は、共仕に記載されている頁を表す。

## Ⅱ　特記仕様

1.　項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
2.　特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
　⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。
3.　特記事項に記載の（　.　.　）内の表示番号は、共仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
4.　製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

| 章 | 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|---|
| ◯1 一般共通事項 | 1　電気保安技術者 | ・適用する　　・適用しない　(1.3.3) |
| | ◯2 技　能　士 | ・適用する　(1.5.2)<br>（適用する職種）<br>・**鉄筋組立**　・**左官**　・**型枠施工**<br>・とび　・ﾌﾞﾛｯｸ建築　⊙防水施工<br>・石材施工　・ﾀｲﾙ張り　・建築大工<br>・建築板金　・内装仕上げ施工（鋼製下地）<br>・塗装　・サッシ施工　・ガラス施工<br>・内装仕上げ施工（・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床張　・天井壁ﾎﾞｰﾄﾞ仕上）<br>・壁紙張　・シーリング　・造園 |
| | 3　工事実績情報の登録 | ※　行う　(1.1.4) |
| | ◯4 建築材料等 | 別表置き換え後の共仕(2)1.4.1材料の品質等(a)(2)による。 |
| | ◯5 特別な材料の工法 | 共仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 |
| | ◯6 発生材の処理等 | ２４追加特記その１　　９「発生材の処理と再利用」による　(1.1.13)<br>※各法令に準拠し、適切に処理する。 |
| | ◯7 施工図等の取扱い | 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 |
| | ◯8 設備工事との取合い | 設備工事との取合いは、追加特記その１「工事区分表」によるものとする。 |
| | ◯9 工事写真等 | 工事完了後整理の上監督員に提出する。<br>工事施工状況写真　１部<br>工事完成写真　１部 |
| | 10　特別完成写真 | 写真専門業者の撮影した外観カラー写真　　部提出する（35mm版ネガ共）<br>大きさ　※ｷｬﾋﾞﾈ　・半紙　・四つ切り　・六つ切り　・八つ切り |
| | 11　完成図等 | 下記のものを作成し提出する。なお、完成図の作成方法等は、監督員の指示による。<br>・案内図及び配置図　・平面図　・立面図　・断面図　(1.7.1)(1.7.2)(1.7.3)(表1.7.1)<br>・仕上表　・建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む。) |
| | 12　概成工期 | ※無し　・有（工期　平成　年　日） |
| | 13　見本施工 | ※実施しない<br>・実施する（　　） |
| ◯2 仮設工事 | 1　督員事務所等 | ・監督員事務所・１号　・２号　・３号　・４号　・５号　・　㎡　(表2.3.1)<br>・仮設事務所の中に監督員用空間を　㎡程度確保する。 |
| | ◯2 監督員用備品等 | 監督員用備品として、下記のものを工事期間中常備する。<br>・保安帽　１ケ<br>・雨具　着　・長靴　足　・安全帯　組 |
| | ◯3 工事用水 | 構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償） |
| | ◯4 工事用電力 | 構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償） |
| | 5　仮設建物等 | 現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 |
| 3 土工事 | 1　埋戻し及び盛土 | ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　(3.2.3)(表3.2.1)<br>杭地業にともなう発生土を含む。 |
| | 2　建設発生土の処理 | ・構内指示の場所（・敷き均し　・堆積）　(3.2.5)<br>・構外搬出適切処理<br>※良質土　・再生利用（・民間・公共）　・指定場所（　　）<br>・現場説明書による |
| 4 地業工事 | 1　既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業 | 種類　(4.2.1)(4.2.2)<br>※高強度プレストレストコンクリート杭(表4.2.1の規格に適合するもの)<br>・ |

| | 杭径(mm) | 杭長(m)及び種別 | 継手箇所数 | 長期設計支持力(t/本) | セット数等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 試験杭 | | | | | 位置は図示 |
| | | | | | |
| 本　杭 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

継手　※アーク溶接　・　(4.2.6)

| 章 | 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|---|
| 4 地業工事 | 1　既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業 | 杭頭の切断方法　※切断しない　・　(4.2.7)<br>先端部形状　※開放形　・閉塞平坦形　(4.2.2)<br>施工法　(4.2.3～4.2.5)<br>・認定埋込み杭工法（杭材料は認定条件に適合するもの）<br>・打込み工法<br>・ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸ工法 |
| | 2　場所打ちコンクリート杭地業 | ｺﾝｸﾘｰﾄの種別　・Ａ種　・Ｂ種　(表4.4.1)<br>設計基準強度　・Ｆｃ＝　Kg／cm²<br>鉄筋の種類　５章鉄筋工事の鉄筋の種類による　(4.4.3)<br>掘削工法　・ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ工法（※安定液使用　・無水掘削　(4.4.4)<br>・ﾘﾊﾞｰｽ工法<br>・ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ工法（孔内の水張　※行う　・行わない）<br>・(財)日本建築ｾﾝﾀｰ等により評価された工法　(4.4.4) |
| | 3　砂利地業 | ※再生クラッシャラン　・切込み砂利及び切込み砕石　(4.5.4) |
| | 5　床下防湿層 | 施工箇所　※建物内の土間ｽﾗﾌﾞ及び土間ｺﾝｸﾘｰﾄ下（ﾋﾟｯﾄ下を除く）　(4.5.6) |
| 5 鉄筋工事 | 1　鉄筋の種別 | (5.2.1)(表5.2.1) |

| 種類の記号 | 呼び径（mm） | 備　考 |
|---|---|---|
| ・ＳＤ３４５ | | 異形鉄筋 |
| ・ＳＤ２９５Ａ | | 異形鉄筋 |
| ・ | | |
| ・ | | |

| | |
|---|---|
| 2　鉄筋の継手 | 呼び名19mm以上の柱、梁の主筋　※ガス圧接　・重ね継手　(5.3.1)(表5.3.1) |
| 3　鉄筋の最少かぶり厚さ | ※最少かぶり厚さは目地底から算定する　(5.3.2)<br>・耐久上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による |

| 施工箇所 | 表5.3.6の値に加える寸法(mm) |
|---|---|
| 柱、梁、壁及び底などの外気に接する打放し面 | ※10 |

| | |
|---|---|
| 4　既成ｺﾝｸﾘｰﾄ杭の杭頭補強 | ・Ａ形　・Ｂ形　・図示　(5.4.1)(図5.4.1) |
| 5　帯　筋 | ※Ｈ形(ロは除く)　・　(5.5.2)(図5.5.2) |
| 6　最上階柱頭補強 | ※行う　・行わない |
| 7　壁開口部の補強 | 一般壁　※Ａ形　・Ｂ形　・図示　(表5.7.3)(表5.7.4)<br>耐震壁　※Ｂ形　・図示 |
| 8　梁貫通孔の補強形式 | ※Ｈ形　・ＭＨ形　・Ｍ形　・評価品　(5.10.1)(表5.10.1～表5.10.3) |
| 9　圧接完了後の試験 | ※超音波探傷試験　・引張試験　(5.11.9) |
| 6 コンクリート工事 | 1　ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの類別 | ※Ⅰ類　・Ⅱ類　(表6.1.1) |
| | 2　セメントの種類 | ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントＡ種　(6.3.2)(6.16.2)<br>・高炉セメントＢ種 |
| | 3　砕石及び砂利の種類 | ・Ａ　(6.3.3)(6.5.4)<br>・Ｂ（※ｺﾝｸﾘｰﾄ中のｱﾙｶﾘ総量Rt=3.0Kg／m³以下） |
| | 4　混和材料の種別 | ※混和剤　・混和材　(6.3.5) |
| | 5　普通コンクリートの設計基準強度 | (6.1.4) |

| 設計基準強度Fo(N/mm²) | 施工箇所 | スランプ |
|---|---|---|
| ※210 | | |
| ・180 | 上記以外 | |

※構造体コンクリート：　発注強度＝設計基準強度(Fc)＋割増し(ΔＦ)＋温度補正(T)

| | |
|---|---|
| 6　型枠(せき板)の種別 | 塗装の有無　※無　・有　(6.9.3) |
| 7　コンクリート打放し仕上げ | 厚さの（　）内数値は合板の厚さとする。　(表6.2.3) |

| 種別 | コーン穴の仕上げ面 | 厚さ | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ・Ａ種 | ・面うち　・面と同一 | (12mm) | |
| ・Ｂ種 | ・面うち　・面と同一 | (12mm) | |
| ・Ｃ種 | | (12mm) | |

| | |
|---|---|
| 7 鉄骨工事 | 1　施工管理技術者 | ※適用する　・適用しない　(7.1.4) |
| | 2　鋼材の材質 | (7.2.1) |

| 種類の記号 | 使用箇所又は品名 | 規格等 |
|---|---|---|
| | | ※JIS　G　3101 |
| | | ※JIS　G　3101 |
| | | ※JIS　G　3101 |
| | | |

| | |
|---|---|
| 3　高力ボルト | ※ﾄﾙｼｱ形高力ﾎﾞﾙﾄ　・JIS形高力ﾎﾞﾙﾄ　・溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ<br>(7.2.2)(7.12.5) |
| 4　溶接部の試験 | (7.6.11)(表7.6.2) |

| 試験の種別 | 試験箇所 | 試験方法 |
|---|---|---|
| ・超音波探傷試験<br>検査水準　※第６水準<br>・第　水準<br>AOQL　※4.0%<br>・2.5% | | ※7.6.11(b)による<br>・ |
| ・放射線試験 | | |
| ・マクロ試験 | | |
| ・ | | |

| | |
|---|---|
| 7 鉄骨工事 | 5　鉄面の素地ごしらえ | 種　別　・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種　(表17.2.2) |
| | 6　錆止め塗料塗り | 種　別　・Ａ種　・Ｂ種　(表17.3.1) |
| | 7　耐火被覆 | 種　別　・ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り　・耐火材吹き付け　(7.9.2)<br>・耐火板張り　・図示<br>所要性能（区分）　・30分耐火（　）・１時間耐火（　） |
| | 8　ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの保持及び埋込み工法 | ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　(表7.10.1) |
| | 9　柱底均しモルタル | ・Ａ種　※Ｂ種　無収縮ﾓﾙﾀﾙの製造所　評価名簿による　(表7.10.2) |
| | 10　鉄骨の製作工場 | ・監督員の承諾する製作工場　(7.1.3)<br>※「溶接作業判定基準」に適合する製作を行う製作工場又は建設省告示第1103号に基づき建設大臣が認定した製作工場 |
| | 11　溶融亜鉛めっき | (7.12.3) |

| 亜鉛めっきの種別 | 材　料 | 備　考 |
|---|---|---|
| Ａ種 | | |
| Ｂ種 | 普通ボルト | |
| Ｃ種 | | |

素地ごしらえは、JIS　H9124溶融亜鉛めっき作業標準による。

| | |
|---|---|
| 8 コンクリート製プレキャスト板工事（ＡＬＣパネル） | 1　建築用ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ | 補強ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　※16（Ｃ種）普通ﾌﾞﾛｯｸ　・16（Ｃ種）防水ﾌﾞﾛｯｸ<br>・　(8.2.2)<br>帳壁及び塀　※表8.3.1及び下表による　(8.3.2) |

| 種　別 | 施工箇所 |
|---|---|
| 08(Ａ種)普通ﾌﾞﾛｯｸ | 設備配管用ﾌﾞﾛｯｸ積み |
| | |
| | |

| | |
|---|---|
| 2　ＡＬＣパネル | (表8.4.2)(表8.4.3)(8.4.2) |

| 施工箇所 | 単位荷重(N/m²) | 厚さ(mm) | 取付け工法（種別） |
|---|---|---|---|
| ・ | ・ | | |
| ・ | ・ | | |
| ・ | ・ | | |

| | |
|---|---|
| 3　押出成形ｾﾒﾝﾄ板 | ※厚物（厚さ35mm以上）<br>種類　※無石綿タイプ（タイプⅡ）　(8.5.2)(表8.5.1)(表8.5.2) |

| 施工箇所 | 表面形状 | 厚さ(mm) | 工法 | 耐火性能 |
|---|---|---|---|---|
| ・ | ※ | ・ | ・ | |
| | ・ | ・ | | |
| ・ | ※ | ・ | ・ | |
| | ・ | ・ | | |

※薄物（厚さ35mm未満）
種類　※無石綿タイプ

| 施工箇所 | 表面形状 | 厚さ(mm) | 耐火性能 |
|---|---|---|---|
| | ※<br>・ | ・ | |

| | |
|---|---|
| ◯9 防水工事 | 1　ｱｽﾌｧﾙﾄ防水 | (9.2.2)(9.2.3)(表9.2.1)～(表9.2.11) |

| 種　別 | 施工箇所 |
|---|---|
| | |
| | |

| | |
|---|---|
| 2　合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水 | (表9.3.1) |

| 種別 | 厚さ | 施工箇所 | 仕上塗料塗り | 使用分類 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | ※非歩行 |
| | | | | ・軽歩行 |

| | |
|---|---|
| ◯3 塗膜防水 | (表9.4.1)(表9.4.2) |

| 種別 | 施工箇所 | 仕上塗料塗り |
|---|---|---|
| ⊙Ｘ－１ | 屋根平部 | ・ｼﾙﾊﾞｰ |
| ⊙Ｘ－２ | 屋根立上り部 | ⊙カラー |

| | |
|---|---|
| ◯4 ｼｰﾘﾝｸﾞ用材料 | (9.5.2)(表9.5.1) |

| 種別 | 施工箇所 |
|---|---|
| ⊙ＭＳ－２ | 防水層端部、建具廻り、受金物撤去跡 |
| ・ | |

接着性試験　※行う　⊙行わない
※防水工事は、新潟県防水工事協同組合員の施工とし、請負者は新潟県防水工事業協同組合と連名の保証書を提出する。ただし、町が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、請負者と施工者との連名の保証書とする。
保証期間
・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水　・　工法10年間
⊙ウレタン塗膜防水　脱気絶縁工法、密着工法10年間

| | | |
|---|---|---|
| 上長崎保育所大規模改修工事 | | No. 1 |
| 建築工事仕様書（1） | | |
| 新潟県南魚沼郡塩沢町大字君沢525　株式会社 冨所設計 | 1級建築士 冨所清治<br>大臣登録 第114217号 | |